

令和7年度土産品高付加価値化支援事業推進業務委託仕様書

本仕様書は、山梨県が発注する令和7年度土産品高付加価値化支援事業推進業務を受託する者の業務内容等について、必要な事項を定めたものである。

1 委託業務名

令和7年度土産品高付加価値化支援事業推進業務（以下「委託業務」という。）

2 委託業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

3 業務趣旨

観光庁訪日外国人消費動向調査によると2023年における本県外国人一人当たり観光消費額は、2.5万円（全国43位）であり、特に、同年における買い物消費額は0.3万円（全国42位）と全国の中で低水準にある。

本県の土産品は世界的、全国的な知名度をもつ高付加価値な土産品が少ない状況にあるが、高付加価値な新商品開発は、デザイナー等とのコラボなど大きな負担が伴うことから、本県では進んでおらず、観光消費額の向上のためには、高付加価値な新商品開発を通じて、山梨県の土産品の価値を高め、県の上質な観光地としての認知度向上を図る必要がある。

本業務は、上記の実現を図るため、山梨県内の土産品開発事業者と著名デザイナー等とが連携し、本県ならではのスペシャルでプレミアムな付加価値の高い土産品の開発から販路開拓までを支援するものである。

4 委託業務の内容

- 山梨県内の土産品開発事業者と著名デザイナー等（以下、デザイナー等という。）との連携による、付加価値の高い土産品の開発を支援するため、次の業務を実施する。
- 受託者は、契約締結後、速やかに業務実施計画書（実施体制、事業内容、スケジュール、販売目標等）を県に提出することとし、委託業務の実施にあたっては、県と協議を行いながら進めること。
- デザイナー等を統括するクリエイティブディレクターは山梨デザインセンター長である永井一史氏とする。
- デザイナー等は山梨デザインセンターのデザインディレクターである次の2名と、その他永井氏が推薦する者とする。
 1. 深澤 直人 氏
 2. 柴田 文江 氏

- ・ 上記デザイナー等とのコラボレーションにより新商品を開発する支援対象事業者については別途県が選定する。なお、選定期間が異なる事業者についても当該委託業務の対象に含めるものとする。
- ・ 支援対象事業者の決定は8月初旬（予定）とし、決定次第、県HPの掲載、または当業務企画提案参加申込事業者へ通知する。

(1) 共同商品開発

- ・ 支援対象事業者とデザイナー等とが連携し、付加価値の高い土産品（2品目以上想定）の商品開発に取り組む。開発にあたっては、ラグジュアリー層向け雑誌社やセレクトショップ等にトレンドや需要についてヒアリングなどを行い、市場動向をふまえ、販売面を重視した開発を行うこと。
- ・ 支援対象事業者の持つ技術、産業の文化や歴史等を十分にリサーチし、山梨の文化的資産を活用した商品開発に取り組むこと。
- ・ 土産品の価格は数千円から数万円程度の範囲を想定し、後述（4）ふるさと納税への登録を考慮し設定するものとする。
- ・ 開発に先立ち、支援対象事業者とデザイナー等と協議するためのミーティング等を設定する。また、より円滑な商品開発を行うため、両者の間をコーディネートする専門的な者を必要に応じて別途アサインすること。
- ・ 支援対象事業者とデザイナー等とで開発方針等を策定し、両者で共有すること。
- ・ 開発期間中に「中間報告会」を開催し、開発の進捗状況等を関係者で共有すること。

(2) 完成した土産品の発表及び展示

- ・ 完成した土産品を広く県内外に知らしめるため、製品の発表会を開催すること。
- ・ 発表会は、オフラインでの開催を基本とし、必要に応じてオンライン開催を併用して実施するものとする。デザイナー、支援対象事業者の登壇を念頭においた内容にすること。
- ・ 発表会については、オンライン・オフラインいずれの場合にも、完成した土産品が、本県の高付加価値な土産品として訴求できるよう、効果的に発信できるような内容にすること。そのため、産業の文化や歴史などを十分にリサーチし、その価値や魅力を明らかにした上で、山梨の文化的価値を国内外に向けて発信し、本県の上質な観光地としての認知度向上に繋がる内容にすること。
- ・ なお、商品自体のPRにより企業の利益に繋がるプロモーションについて

ては、支援対象事業者負担を1／2とすること。

- ・ メディア招聘として、インバウンド業界、旅行業界のほか、多様なメディアの誘致に向けプロモーションを行うこと。メディアとの取材調整や必要経費（交通費等）の支払いについては受託事業者が負担すること。
- ・ 県メディアプロモートと協働し、より訴求力の高いプロモーションを行うよう努めること。
- ・ 発表会の様子について、県による広報に活用するための写真を記録すること。
- ・ 発表会後においても、本県の高付加価値な土産品としてより訴求できるよう一定期間、県内外において展示すること。
- ・ 県内展示場所は「山梨デザインセンター」とし、開催に伴う調整を行うこと。ただし、発表会等時期により年度をまたぐ開催を妨げないものとするが、年度内に全ての調整を終えること。
- ・ 支援対象事業者のみならず、産業全体の支援となるよう、産業の特色や産品リサーチのプロセスも含めた展示方法とすること。

(3) 販路開拓等支援

- ・ 完成した土産品が、真に本県の高付加価値な土産品として選ばれ、購入されるよう、支援対象事業者に対して販路開拓等の支援を実施すること。
- ・ 「売り手側の視点」である4 P (Product・Price・Promotion・Place) に留まらず「買い手側の視点」である4 C (Customer Value・Cost・Communication・Convenience) のフレームワークを活用し実施すること。
- ・ 販路開拓等の支援の具体的な方法としては、ラグジュアリー層向け雑誌などへの掲載、百貨店等でのポップアップ出展やHP、SNS等を通じた積極的な情報発信が考えられるが、いずれの方法によるとしても、支援対象事業者が土産品購入者に訴求できるような発信と、きめの細かい支援を実施すること。出展等にあたってはそれぞれの事業者の特長を考慮しつつ、複数事業者共同によるメリットを活かすなど工夫すること。
- ・ なお、商品自体のPRにより企業の利益に繋がるプロモーションについては、支援対象事業者負担を1／2とすること。
- ・ 翌年度以降も継続してPRできるツールとして、完成した土産品の文化的価値及び当事業の意義が分かる宣材パンフレットやPV等を作成すること。
- ・ なお、宣材パンフレット等が原則、多言語表記（日本語・英語は必須）とし、国内外に発信できるものとする。
- ・ 旅館やホテル等施設の売店等での販売につながるよう、支援すること。

- ・ 実績報告書において今後の販売計画をヒアリングし報告すること。

(4) ふるさと納税への登録

- ・ 完成した土産品を本県のふるさと納税の返礼品として登録するため、必要な助言・相談等の支援を行うこと。

(5) 事業全体の管理、運営、実績報告の提出

- ・ 事業全体の管理・運営を担い、支援対象事業者とデザイナー等、その他関係者との調整など、事業の円滑な進行を行うこと。定例ミーティングの実施など、県との情報共有体制を講じること。
なお、情報共有方法の一つとして、県や支援対象事業者等の関係者とのミーティング結果を記録にまとめ、県に提出すること。
- ・ デザイナー等や支援対象事業者の概要、開発した土産品のコンセプト・特長・想定する購入層、土産品の開発状況、実施した販路開拓支援の具体的内容、出品状況（予定含む）、ふるさと納税の登録状況、販売予定数量等を説明した報告書を成果物として提出すること。

(6) 経費

- ・ 事業管理・運営に係る経費として、全体管理費、商品開発に伴うコーディネート費用、製品の発表会及び展示に係る費用等が想定されるが、事業に必要な経費は受託者、デザイナー等、支援対象事業者とで協議し検討すること。
- ・ (2) 及び (3) のうち、支援対象事業者負担となるプロモーション（事業者負担 1 / 2）に係る精算等の処理を行うこと。
- ・ なお、デザイナー等に対し要する費用については、別途県が支払いを行うものとする。

(7) K P I（効果測定）の設定

- ・ 土産品商品化数 2品目以上
- ・ 支援対象事業者数 2事業者以上
- ・ その他事業目的達成に寄与する目標設定があれば提案すること。

5 委託業務実施にあたっての条件

- ・ 支援対象事業者と選定されたデザイナー等との間で、見解の相違等があった場合には、可能な限り両者間の調整に努めることとし、今後の開発スケジュールに支障が生じる恐れがある場合には、速やかに県担当者に連絡す

ること。

- ・ 完成した土産品に係る全ての権利関係（著作権、肖像権、知的財産権等）については、あらかじめ受託者と支援対象事業者及び選定されたデザイナー等と協議のうえ合意形成を図る等、明確にすることとし、実際に販売する際に支障が生じないようにすること。

なお、完成した土産品の製作に本契約に関係なく従前から受託者または第三者に帰属している著作物を利用する場合は、当該著作物の著作権に関しては受託者または第三者に留保されるものとする。

- ・ 完成した土産品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利（以下「第三者の権利」）を侵害することのないよう業務を実施すること。
- ・ 完成した土産品の権利に関し、ここに記載のない事項については、県と受託者とで協議の上決定するものとする。
- ・ 販路開拓等の支援については、できる限り支援対象事業者に寄り添うように努めるものとするが、県としては、完成した土産品の販売数量、販売額等を何ら保証するものではないこと。

6 想定スケジュール

令和7年9月	受託事業者の決定
令和7年9月～	共同商品開発
令和7年11月	中間報告会
令和8年12月末	商品完成
令和8年2月～	商品発表・展示、ふるさと納税返礼品への登録
令和8年3月	実績報告

7 委託業務実施体制

- ・ 委託業務の実施にあたっては、県との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行うことができる体制を整えること。経費の執行については、費用対効果を十分に考慮し行うこと。
- ・ 受託者は、やむを得ない場合を除き、委託業務実施体制を変更しないこと。
- ・ やむを得ず変更する場合は、変更届け（任意様式）を提出すること。

(1) 業務実施責任者

- ・ 受託者は、本委託業務を指揮する業務実施責任者を配置することとし、契約締

結後速やかに業務実施責任者の氏名等を県に通知すること。

- ・ 業務実施責任者は、企画立案・実施のほか、本業務従事者を十分指導して委託業務を安全に実施できるよう管理を行うこと。
- ・ 業務実施責任者は、県との連絡を密に行い、委託業務を進め、遅滞なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと。
- ・ 業務実施責任者は、経費・委託業務内容等、県から報告を求められた際は速やかに対応すること。

(2) 業務従事者

- ・ 業務従事者は、業務実施責任者ととも本委託業務を行うこと。
- ・ 業務従事者は原則3名以上とし、受託者は、契約締結後速やかに業務従事者の氏名等を甲に通知すること。

(3) 打合せ回数及び内容

- ・ 受託者は、必要に応じて月1回程度、県と定例打ち合わせを実施すること。

8 資料等の貸与及び返還

- ・ 本委託業務を遂行する上で必要と認められる資料、データ等（以下「貸与品」という。）を貸与する。
- ・ 貸与を受けた者は、貸与品を善良な管理者の注意をもって管理し、本委託業務以外の目的に使用しないこと、また、本委託業務が完了したときは、速やかに貸与品を県に返還すること。

9 成果物

(1) 報告書の提出

- ① 業務完了届
- ② 「土産品高付加価値化支援事業推進業務委託」業務報告書（A4縦、横書き）
- ③ その他県が指定するもの（製品PR物、打合せ記録、発表会写真など）

(2) 納品方法

- ・ 紙媒体（カラー版） 1部 郵送又は持参
- ・ 電子媒体（ファイル形式：PDF）メール

(3) 納期

- ・ 令和8年3月31日（火）

(4) その他

- ・ 本業務により作成された成果物の所有権、著作権及びその他の権利（以下、「著作権等」という）は、県に帰属し、ウェブサイト等に一般に公開することがある。
- ・ 成果物に第三者の著作物等が含まれている場合、当該著作物等（当該著作物等を改変したものを含む）の著作権等は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、県は、これを無償で永久的に、非独占的に使用できるものとし、受託者はそのために必要な著作権処理を行うこと。

10 留意事項等

- (1) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。契約業務の一部を委託する場合には、事前に県の承諾を得るものとする。
- (2) 委託業務の遂行上知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。委託業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (3) 委託業務に関して知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。委託業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害の責めを負う。
- (5) 委託業務の実施に要した経費は、帳簿及びすべての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託業務の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (6) 本仕様書に記載のない事項及び記載内容に変更や疑義が生じた場合は、必要に応じて協議の上定めることとする。